

令和 2 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 3 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

令和2年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会  
(第3回) 議事録

1. 令和2年12月17日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟2階研修室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 中谷 政人	2 番議員 北尾 学
3 番議員 藤田 茉里	4 番議員 山本 景
5 番議員 岡田 伴昌	6 番議員 久保田 哲
7 番議員 吉田 涼子	8 番議員 大矢 克巳
9 番議員 吉田 裕彦	10 番議員 渡辺 裕
11 番議員 長畑 浩則	12 番議員 岸田 敦子

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 東 修平  
副管理者 黒田 実  
副管理者 林 有理  
四條畷市市民生活部長 山本 良弘  
交野市環境部長 濱中 嘉之

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 二神 和則  
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹  
事務局副参事 梅垣 信一  
事務局副参事 谷辻 和彦  
総務課長 太田 広治  
管理課長 後藤 弘宣  
施設課長 上村 悟司  
総務課長代理 木邨 信吉

1. 議事日程次のとおり

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	会期決定について
日程第3 議案第4号	令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)について
日程第4	一般質問

(時に 13 時 58 分)

1. 議 長 (久保田哲君) 定刻前でありますけれども皆様お揃いですので、始めさせていただきますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (久保田哲君) 皆様こんにちは。

本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第3回定例会が招集されましたところ議員各位におかれましては、年末何かとお忙しいところご参集いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から令和2年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回を開会いたします。開会に当たりまして管理者より挨拶を受けたいと思います。

1. 管 理 者 (東 修平君) 改めまして皆さんこんにちは。

令和2年四條畷市交野市清掃施設組合議会第3回定例会が開会されるにあたりまして一言御挨拶を申し上げます。本日は議員の皆様におかれましては年末の何かとお忙しい中をご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて本日の定例会の案件は私どもからの案件といたしまして、「令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)」についての議案をお願い申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜りご可決いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

1. 議 長 (久保田哲君) ありがとうございます。それでは次に事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長 (二神和則君) はい。それでは、ご報告申し上げます。本日会議におけます議員のご出席におきましてご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただきありがとうございます。次に前定例会閉会后本日までの諸般につきましてご報告を申し上げます。

去る10月30日には、9月分の現金出納検査を。11月25日には、令和2年度定期監査及び10月分の現金出納検査をそれぞれ行われ、その結果、報告書が議長あてに提出されておりますのでお手元に配布させていただきます。

なお、監査、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので合わせてご報告申し上げます。以上報告を終わらせていただきます。

1. 議 長 (久保田哲君) 議事日程につきましては、本日机上に配布しております通りにいたします。

日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第74条の規定により議長において指名を申し上げます。

12番岸田敦子議員、1番中谷政人議員を指名いたします。

日程第2、会期の日程について議題といたします。お諮りいたします。令和2年12月17日開会の四條畷市交野市清掃施設議会定例会第3回における会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (久保田哲君) ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。日程第3、議案第4号令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)について議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（久保田哲君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第4号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（二神和則君） はい。ただ今議題となりました、議案第4号令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。議案第4号令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算及び予算に関する説明書（第2号）をご覧くださいと存じます。

まず、第1ページをお開きいただきたいと存じます。この補正予算（第2号）は、債務負担行為の追加を新たに設けることとなっております。

ご説明は第1表 債務負担行為補正で、ご説明させていただきますので、2ページをお開きいただきたいと存じます。

債務負担行為でございますが、昨年度において職員が早期退職をすることとなり、その補充について、令和2年度4月から労働者派遣を行うことに対し、債務負担行為の補正予算を上程させていただきました。現在、労働者派遣を行っているところでございますが、本組合のごみ処理施設の管理運営方式（令和4年度～18年度）が令和2年度に入ってから確定いたしましたことにより、令和3年度につきましても、引き続き労働者派遣が必要となったので、今回債務負担行為を追加させていただくものでございます。その内容でございますが、表をご覧くださいと思います。（事項）ごみ処理施設運転監視業務の労働者派遣に関わる経費（期間）令和3年度（限度額）898万4,000円となっております。

以上で議案第4号令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきますと存じます。

よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

1. 議長（久保田哲君） 内容説明はお聞きの次第です。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に行ってまいります。ただ今から順次質疑を許可いたします。3番藤田議員。

1. 3番議員（藤田茉莉君） はい。それでは質問をさせていただきます。まず、始めに前回の令和元年度の補正予算（第2号）の時。このごみ処理施設運転監視業務の労働者派遣にかかる経費の限度額は1,038万7,000円でありましたが、今回は898万4,000円と減額になっております。その理由について、まず伺いたいと思います。

それからもう1点質問ですが、令和2年度の実績として1,038万7,000円の内訳の中で派遣業者のマージン率や派遣労働者の人件費の割合はどのような状況だったのでしょうか。合わせて伺います。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 初めに、減額した理由につきましては、昨年度において、課長代理級の職員が早期退職をしたことに伴う補充であったことから、班長程度の経験年数を有する労働者派遣を求めておりましたが、実際に担当課である施設課と令和2年4月から9月までの半年間の派遣された労働者の勤務実態について確認を行った結果、係員程度の経験年数を有する労働者派遣であっても十分業務の遂行を図ることが出来ると判断いたしましたものでございます。

次に昨年度の派遣業者と労働者派遣の person 費の割合でございますが、公にすることにより類測されるおそれがあることから、今年度の入札に影響を与えることが考えられますことから、具体的には申し上げられませんが、諸経費の積算根拠といたしましては、全国都市清掃会議の廃棄物処理施設維持管理業務積算要領を参考に諸経費率 20%~25% の範囲の中で設計をいたしてございます。

なお、仕様書には、最低賃金法を遵守するよう記載してございます。

よろしくご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

1. 議長（久保田哲君） 3 番藤田議員。

1. 3 番議員（藤田茉莉君） はい。まず 2 点目の答弁についてですけれども労働者派遣法が改正をされておまして、各事業所の委託をする側の派遣会社の方がその派遣法の改正によってマージン率を公開するというふうになっております。委託をかけていく中で四交組合としても、どの業者を落札するかを決めるにあたってのそういったマージン率がどのようになっている会社なのかというところが一定把握をした上で落札をしていく必要もあるのかなというふうに考えております。

で、最後に 1 つ確認をさせていただきますが、このごみ処理施設運転監視業務の労働者派遣について一般競争入札で前回も入札が行われているというふうに聞いておりますがより安い価格を追求しすぎると低下価格競争に拍車をかけるだけではなく、労働条件の悪化も招き適切な契約の遂行の確保がなされない恐れもありますが、それを防止するために最低制限価格などを設けて入札が行われているのかについて確認をさせていただきます。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 入札においては最低制限価格を設定することとしてございます。

1. 議長（久保田哲君） これにて藤田議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（久保田哲君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（久保田哲君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第 4 号令和 2 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）については、原案の通り決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（久保田哲君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号令和 2 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）については原案の通り可決されました。日程第 4、一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。

なお、申し合わせにより質問者の質問時間は 15 分以内となっております。ただ今から順次質問を許可いたします。4 番山本景議員。

1. 4 番議員（山本 景君） はい。では、私より通告に従いまして 4 問通告しておりますので順次質問を始めます。

まず 1 点目といたしましては、清滝のごみ。旧炉の方の焼却施設について。これは私の前期。前の市議員であった頃から、新炉建設の際から、こちらの旧炉の解体であったり、跡地利用について合

わせて検討そして可能な限り進めるよう求めてまいりました。っていうのも理由といたしましては、国の制度。例えば跡地利用に係る交付税措置、又公共施設の地方債の除却債の利用等を考えますと、早めにやっていった方がいい。そのような観点で求めてまいりましたけれども残念ながら一旦建設が終わってからという回答で中々対応してくれませんでした。結果として予想通りと言うかこんな言い方は悪いですけども、公共施設等適正管理事業債の内の除却債につきましては利用できない部分が生じるということの一部報告等を受けておりますけれども、結果としてこの一般財源。特に構成市にとっては、場合によっては基金の取り崩しにもつながる恐れがあるという可能性があるというふうに思います。なぜそのように新炉建設時に合わせて解体をしなかったのかをお伺いいたします。それが1点目で。

2点目に、今すぐ解体をせずに旧炉については将来的に解体をすることの可能性をちょっと確認はしたいのですが、清滝のごみ焼却施設。一定、屋外に焼却施設があるというのは理解をしていますけれども、問題は中にある危険物の有無ですが、旧炉の中にアスベスト等危険物の有無についてお伺いをいたします。

3つ目といたしましては、清滝のごみ施設はごみ焼却施設の解体により一部解体はこれ、一般財源を要するということですが、それにつきまして誰が責任を持つことの明確化についてお伺いをいたします。

最後4点目といたしまして、これ交付金の活用には将来的な話も見据えてのことですけども、これ広域化をしていって、跡地の有効活用等をしやすい今の枠組みだったら1個つぶしてまた新しいの作ってただ旧のところが利用が中々出来ない。それでは中々交付金を取りにくいのかなっていう懸念をしておりますので。まあそういったことについての考えをお伺いいたします。

以上4点、回答をお願いいたします。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。
1. 議 長（久保田哲君） 二神局長。
1. 事務局長（二神和則君） はい。始めに新炉に建設時に解体をしなかったのかについてお答えさせていただきます。

新ごみ処理施設整備事業につきましては、長年の懸案事項であり、施設建設の早期実現に向けての集中的に取り組んでまいりました。そのことから旧施設の解体につきましては、新ごみ処理施設の完成後の事業と考えてございました。

次に旧施設内のアスベスト等の危険物の有無についてお答えさせていただきます。アスベスト等危険物の有無につきましては、清滝ごみ焼却施設解体工事計画書等作成業務において、解体作業時に従事する労働者の安全対策や焼却炉内等の汚染状況を把握するために有害物調査を実施いたしたところでございます。建築物の外壁の一部にアスベストが、焼却施設内等の付着物にダイオキシン類が、灰ピット内の処理灰に重金属が存在していることを確認してございます。

次に解体部分に一般財源を要するのは誰が責任を取るのかということについてお答えさせていただきます。

ごみ処理施設を新設する場合は、廃止した焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際には、廃止した焼却施設の解体事業についても循環型社会形成推進交付金の対象事業となります。

しかし、本組合では、旧施設と別の場所に新たな施設を建築しましたので、循環型社会形成推進交付金の対象外となり、起債と一般財源で賄うこととなります。

また、新ごみ処理施設の建設時においても同様となりますことから、一般財源は必要となるものであります。

最後に広域化と跡地の有効活用等についてお答えさせていただきます。財政負担低減の有効な方法として、組合での起債活用に留まらず、旧施設が存在する四條畷における跡地利用なども含めた、より有効な起債や交付金の活用等の財政負担低減策を、四條畷市、交野市、組合の三者の枠組みで検討することといたしてございますので、広域化については考えてございません。

1. 議 長（久保田哲君） 山本議員。

1. 4番議員（山本 景君） 1点目～4点目の以上の回答なんですけれども、今ちょっと回答を踏まえた上での再質問をしたいんですけれども。

確かにこの旧炉の方には、一定危険物が中にあるのでこれは将来的かつ昔の議員の方にお伺いしても日本一古い焼却炉といった表現を出されていた。そういった事実を踏まえると、今この旧炉の問題を先送りするのが難しいのかなというふうに思っていて。だから解体は今であれば近いうちにしないといけないというところは一定理解はします。

ただ、気にしているのは10万人以下の両市で焼却炉を持つとなると、これ一個にどうしてもなってしまう。1個造るのにも、今回の焼却炉は当初100億円はかかると言われていたのが実際のふたを開けてみたら解体費用を含めたら前の議会の答弁も踏まえると150億円ぐらいかかると。そして一方です。こういった焼却炉っていうのはD I D。いわゆる人口密集地域には設置はしづらいと。もちろん、ごみは毎日出ますから、別の場所に新しい焼却炉を建設をして旧炉については、その後解体をするという流れにどうしてもなってしまうと。

ただ一方例えば、隣市の枚方市だったらもう当初から2つの焼却炉を持っていて。今回広域化で隣の京田辺市と一部事務組合を設立をして、隣市の京田辺市内に新しい焼却炉を建設とするということで、一定有効活用を図りながら、全体的なコスト圧縮っていうのは、これは広域化をすれば出来るものだと私は、そう考えるんですけれども、今のこの枠組みっていうのを、ちょっと変える必要があると思うんですけれども。改めて答弁。管理者にこれはちょっとお伺いしたいんですけれども、これどのように考えていらっしゃるのか。お伺いをいたします。

1. 管 理 者（東 修平君） 議長。

1. 議 長（久保田哲君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） 山本議員のご質問にお答え申し上げます。この清掃施設組合の広域化というご質問でございますけれども、本来それにつきましては構成市にそれぞれ、あるいは構成市間の協議の中で検討していくものと考えてございます。

いずれにしてもご指摘いただきました旧炉への対応につきましては出来る限る財政負担の可能性を模索しながら適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

1. 議 長（久保田哲君） これにて山本景議員の一般質問を終結いたします。8番大矢克己議員。よろしいですか、どうぞ。

1. 8番議員（大矢克己君） それでは、四條畷市議会大阪維新の会大矢でございます。先日、四條畷市交野市清掃組合から旧炉解体についての報告がありました。私としてはこういう時期に報告がある

ということはお金が上がるのかな、それとも工期が延びるのかな、予測した通りの所見でございました。

私は今回、昨年の11月に質問させていただきいたんですけれども、その時も旧炉の件。そしてまた、この新炉の収益について積み立てしたらどうやという事を質問させていただいたんですけれども、それについても進捗状況と、この行いの一部かぶるところもあるんですけれども、1個、1個質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず今現在の清滝ごみ焼却施設の進捗状況。出来ればこの1年間私が質問した後のこの1年間の状況とまたそれにかかった支出額について教えていただきけますか。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 清滝焼却施設解体事業の進捗状況でございますが、令和元年度12月に清滝ごみ焼却施設解体工事計画書等作成業務の補正予算を可決いただきまして、令和2年2月に契約を行い、業務に着手してございます。

この業務は、土壌汚染状況調査業務と解体工事計画書作成がありまして、土壌汚染状況調査業務につきましては、調査箇所について大阪府との調整に時間を要しましたことから、現在、試料採取、分析を行っているところでございます。

解体工事計画書等作成業務につきましては、既存状況調査、アスベスト、ダイオキシン類などの有害物の調査を経て、参考見積仕様書を作成し見積依頼を行い、本年の11月に解体工事費と工事期間が判明いたしましたところでございます。

清滝ごみ焼却施設解体工事計画書等の作成業務につきましては、令和3年3月までが委託期間となっております。

また、支払額につきましては、契約額4,180万のうち、令和元年度88万、令和2年度前払金として1,130万を支払ってございます。

1. 議長（久保田哲君） 8番大矢議員。

1. 8番議員（大矢克巳君） はい。契約が4,180万かかったということで一旦88万払い、そしてまた前払金1,130万お支払いになったということ。また、今回工費が上がった。工期が長なったということで一旦、利活用のために考えるということであればですね、この契約金というのは、また何かあった時に変更があるとか、また上がるとか、ということがないのかどうか教えてもらえます。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 清滝ごみ焼却施設解体工事が一時中断となっても、この清滝ごみ焼却施設の解体工事計画書等作成業務には影響がございませんので、このことにより契約金の変更するとは考えてございません。

1. 8番議員（大矢克巳君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 8番大矢議員。

1. 8番議員（大矢克巳君） いつもね。また例えば1年据え置きになったら、この部分が新しい設計になりました。またここがおかしなりました。100万上がります。200万上がりますっていうことを、いつも常々平気で言われますので、そういうことのない様にこの4,180万が5,000万や6,000万に

ならんようにしていただきますようお願いいたします。

で、さっき11月にも聞かせていただきいたんですけれども、業務委託の回答が一年もかかったというのは。業務委託の回答がね。なんでこの間1年かかったと。先ほどの説明もありましたけれど、再度もう1回お聞かせいただきけます。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 当初の解体工事設計書等作成業務における業務工程どおり、令和2年11月に解体工事費や工事期間が判明したところでございます。

1. 議長（久保田哲君） 8番大矢議員。

1. 8番議員（大矢克巳君） そもそも令和3年度に解体を終了させるっていう計画には無理があったんじゃないかなと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 令和3年度中に解体工事を終了するという計画は、過去の委託業務を踏まえて算出したものでございまして、無理な計画ではなかったと考えてございます。

1. 8番議員（大矢克巳君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 8番大矢議員。

1. 8番議員（大矢克巳君） でも結果的にはね、1年8か月という形で伸びたり、そしてまた工費の額ね。増額になったということが判明しているんですから、やはりその辺は認めていただいてやっぱりちょっと無理があったんじゃないかなという部分がありますのでその辺も踏まえて今後こういうことがないような感じの計画をやっていただけたらと思います。で、また新炉計画の段階でね。旧炉の解体費用についての議論がなかったのかどうかお聞かせいただけます。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 新ごみ処理施設整備事業につきましては、長年の懸案事項であり、施設建設の早期実現に向け集中的に取り組んでおりましたことから、旧施設の解体につきましては、新ごみ処理施設の完成後に議論を始めるとしてございます。

1. 8番議員（大矢克巳君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 8番大矢議員。

1. 8番議員（大矢克巳君） 新ごみ処理整備後、改めて議論ということはね。結局は臭い物には蓋をするではないですけれども、やっぱりその、ほんまは同時に進行して考えていかないかんのに厄介なものだけ後から後からいうことになったのでこういう結果になったのではないかと。

もう処理場が別の場所に建てたら補助金が下りないということは明確やし。そういうこと分かっていると思うんでね。やはり同時進行で考えてね。その新炉の予算組みの中にね。やはり旧炉の解体も入れておくという部分でやっとならば良かったと思うんですけれども。今さらそういうことを言っても一緒なのでやはりこの教訓を、後で質問させてもらいますけれども、次に生かして考えていただきますようによろしく願いいたします。それとなんでこれ後回しにしたのか、ちょっとそこだけ教えてもらえますか。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 長年の懸案事項である新ごみ処理施設整備事業の推進と、周辺地域の皆様のご理解をいただくことに加えて、老朽化の著しい清滝のごみ焼却施設の維持管理を同時に行う必要がございましたことから、解体につきましては、新ごみ処理施設の完成後に議論を始めることとなっておりますので、ご理解を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

1. 8番議員（大矢克巳君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 8番大矢議員。

1. 8番議員（大矢克巳君） 結果論やから今更何を言うても一緒なんで、ただ今後またこういう事があったときにはね、やはり、臭い物から先に考えていっていただきくということでも今更言っても一緒なんで。そういう事でよろしくお願ひします。

で、3者の話し合いでね。何か利活用について清滝のごみ処理場の跡地をですね利活用させていただくという事を言うてましたけれども。なにかこの3者の話し合いの中で意見は。利活用についての意見があったのかどうかを教えてください。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 現時点におきましては、跡地利用も含めたより有利な起債や交付金の活用等を財政負担低減策を、四條畷市、交野市、組合の三者の枠組みの中で検討しようということになったところでございます。これから具体的に議論することとなりますので、ご理解をよろしくお願ひします。

1. 8番議員（大矢克巳君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 8番大矢議員。

1. 8番議員（大矢克巳君） 利活用するに当たってね。色々な助成金等が考えられると思うんですけども、例えばですね、もし、まあ、まだ今は何も、次から考えますと言うてますけれども、その助成金を利用するとしたら、どういうものに助成金が思いつくのかどうか。その辺もし何か例があれば教えていただければと思います。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 先ほどもご答弁させていただきましたように、跡地利用も含めたより有利な起債や交付金の活用等の財政負担低減策を三者の枠組みの中で検討しようということになったところでございますので、今後、三者で具体的な検討をしてみたいと考えてございますので、ご理解をどうぞよろしくお願いいたします。

1. 8番議員（大矢克巳君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 8番大矢議員。

1. 8番議員（大矢克巳君） 皆さんもご存じの様だね。清滝の炉の跡地ね。利活用と言いますけど。何にも出来やんと思うんです。もう本当に使い物にならんのかなと思いますんで、その辺をね。この1年間で考えるとおっしゃるんであれば、なるべく負担が軽減できるように検討していただきければと思います。

でもしかしながら、その考えている間でもやはり旧炉もね。劣化が進んでいますのでね。あんまり

日にちをかけたなら、やはり経費またさらに12億が13億になったり、14億になったり。例えば、階段がつぶれて足場建てなあかんとなったら余計な経費がかかってきますのでね。やはり1年も2年も日にちをかけないように。早急にね。決断をしていただきたい。また利活用するのであれば、早急に検討していただきたいと思います。もう、こういうふうには12億の結果が出ているのであればね。それを受け入れるのも1つの考えだと思いますので。その辺も踏まえて利活用で良い案が出るのか、それともこの結論を受け入れるのかという部分は、また議会も含めて皆さん、我々も検討をしながら、早期に決断をしていただきければと思いますのでよろしくお願いたします。

それと旧炉のまた、これも報告を受けて今後の事なんですけれどもね。昨年11月にもお聞かせさしていただきましたけれども、将来新炉におきましてもね。やはり大規模な設備改良工事が発生すると思います。この前聞かせていただきました時でも、やはり数十億円かかるということもお聞きしました。大規模な基幹的整備工事につきましてはね、循環型社会形成推進交付金の対象で。今は3分の1交付されますよということで、先程もこの20年後にはね。この交付金が存在するののかも分からないし、また逆に新たな制度になるかもしれません。逆に制度がないかもしれません。その時にはですね、やっぱりその為にもね。この工事に係る財源を確保するには新炉の一部の収入をね。積み立てればどうかと昨年11月にも質問させていただきましたけど、この1年でそういった話合いはあったかどうか教えてもらえます。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 組合における基金制度につきまして、四條畷市、交野市の財政担当とですね、協議を行ってございます。

1. 8番議員（大矢克巳君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 8番大矢議員。

1. 8番議員（大矢克巳君） 清滝の旧炉じゃなくて、こっちにあるのは収入なんです。例えば平成29年度は4200万の収入。約。平成30年度は約1億円。令和元年度は約9,000万の収入が発生しているんですね。やはり旧炉では考えられへん収入なんです。やはりこの収入を今後のためにやはりプールする。積み立てるというのも早急に検討していただきけると思います。

我々は昔の方々がそういうことを考えなかったから、今12億っていうお金に対して利活用しようかどうしようか悩むんであればですね。やはり今、この収入のある新炉に関しては、そういった積み立てをね。することも、やっぱり検討をしていかなければならないんじゃないかと。やっぱり後世の方々にね、負担のかからない施策を。今、我々が考えてあげて我々のように苦しめないような形を取っていただきたいと思います。それを今から四條畷市であり、交野市であり、清掃組合であり、また我々組合議会が取り組んでいかなければならないと思いますので、どうかこの点につきましても早急に検討していただいて後世の方々が我々のように苦しめないようにしていただきますようによろしくお願いを申し上げまして質問にさせていただきます。ありがとうございました。

1. 議長（久保田哲君） これにて大矢克巳議員の一般質問を終結いたします。12番岸田敦子議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） はい。四條畷市選出の日本共産党の岸田です。まあ通告に従いまして、まず4点質問させていただきますが、先程来、二人の議員同様の質問も色々あるかと思いきやよろしくお願いたします。

まず1つ目には旧清滝ごみ処理施設の解体についての1点目なんですけれども、先日旧施設の解体工事を変更したい旨の説明がありました。その内容の説明をまず求めたいと思います。

2点目にいつを目途に方針を決定していくのかお伺いします。

3点目に現段階での跡地の利活用について考えられる方策をお示しいただきたいと思います。

4点目に跡地の面積と評価額を教えてください。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） まず初めに方針の変更についてお答えさせていただきます。清滝ごみ焼却施設の解体工事につきましては、これまで工事費用約10億円をかけ、跡地利用のないまま除却債を利用して、令和3年度中の工事の完成を目指しておりました。

しかし、本組合の令和2年度清滝ごみ焼却施設解体工事計画書等作成業務において、解体工事費用が約12億、工事期間が1年8カ月ということが判明いたしました。

そこで、両市と組合で協議をし、あらためて財政負担低減の有効な方法として、組合での起債活用に留まらず、旧施設が存在する四條畷市における跡地利用等も含めた、より有効な起債や交付金の活用等の財政負担低減策を、四條畷市、交野市、組合の三者の枠組みで検討することといたしました。

その検討には一定の時間が必要であることから、旧施設全体の解体工事にかかる予算の上程及び除却債の申請は見送ることといたしました。

しかしながら、旧施設はこのまま何もせずに放置すれば腐食が進行し、さらに撤去費用が嵩むというリスクがあることから、できる限り早く結論を見出す必要があることは三者で確認した上で、組合として市民の安全や周辺環境の保全を考慮して、早期に煙突の解体を計画するといたしました。

次に方針の目途でございますが、できる限り早く結論を見出す必要がありますので、1年程度の検討期間を考えてございます。

次に旧施設跡地の活用についてお答えさせていただきます。今後、四條畷市、交野市、組合の三者の枠組みで検討する中で、跡地利用も検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に跡地の面積と評価額についてお答えさせていただきます。清滝ごみ処理焼却施設の敷地面積は、12,915.98㎡となります。

また、評価額につきましては、鑑定評価を行ってございません。

1. 議長（久保田哲君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） はい。これからは1問ずつさせていただきます。財政負担軽減を検討し良い方策が導き出せれば、それは大切なことだとは思っております。ただ組合で業者委託しても検討した内容では、有効な跡地利用がほとんど出来ないという結果でしたよね。改めて組合で検討された活用できる方策とその方策が実際に運用出来るのかというその検討結果をお伺いしたいと思います。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 組合で検討した活用についてお答えさせていただきます。

跡地利用の検討といたしましては、ストックヤードの設置、太陽光発電設備の整備、公園・拠点整備が考えられました。

ストックヤードの設置につきましては、自然公園法の規制により設置は不可となり、太陽光発電設備の整備は、交付金・起債を活用しても経済性の観点から推奨はできない事業に、公園・拠点整備については、土壌汚染状況調査の結果、区域指定を受けた場合は、土壌汚染法の区域指定を解除しなければ公園として利用できないということであります。

1. 議長（久保田哲君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 今説明あったようにさまざま検討されて、でも中々、活用が難しいということなんですね。それが、でも市の保有となるとこれら以外に活用出来る方策が現段階では何もないのか。まあ、最初に聞いたご答弁ではこれから検討すると。先ほどの同僚議員の答弁にも一貫してそういうお答えなんですね。今の段階で補助金なども含めて何も方策が見い出せてない中、時間だけ無駄に費やすようなそんなことにならないのかと不安になるんですけども、それはどう考えておられますか。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 四條畷市、交野市、組合の三者の枠組みとすることにより、市の事業も含まれてきてございます。跡地活用ができる事業の幅もできるものと考えてございます。

1. 議長（久保田哲君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 跡地利用の活用が可能があるということ、で、もちろん検討はするんでしょうけれども、今の段階ではあまりにも答えがね。出来ないということなんですよ。で、前から私も色々聞く中で指摘もしていますけれども国定公園という制約があるので。この中でどういうことが出来るのかというのは大きな問題になってくるのかと思います。ですので国定公園という制約についてまず説明をお願いしたいのと、また、そのダイオキシン処理をするにしても広く市民に活用できるそういう施設となりうる可能性があるのかということ、で、あの土地まで道路はかなり上り坂になってますし、道沿いには産廃処理などの業者があって市民が徒歩で行きにくい条件があります。市民が利用できる施設となりうるなら、別の市道なりを整備する必要があるのではないかと、その辺はどうなのでしょう。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 国定公園の区域におきましては、清滝ごみ焼却施設は特別区域となります。そのためまずは大阪府と協議を行う必要がございます。

施設や周辺整備も含めた、跡地利用につきましては、四條畷市、交野市、組合の三者の枠組みの中で、具体的に議論することとなってございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

1. 議長（久保田哲君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 国定公園は特別地域という事なので大阪府の許可が色々必要だということですね。この、色々木を切るにしても、物を建てるにしても許可が必要ということになるということですので。そういった中でですね本当に公園も含めてどうなるのかなという不安から今回質問させていただいています。あともう少し聞きたいんですけども、現段階で災害時の物資置場、市の資材の管理倉庫とか、そういうものしか考えられないことはないのかどうか、あそこを活用しても跡地利用として補助対象になるのかその辺はどうなのでしょう。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 先ほどもご答弁させていただきましたように四條畷市、交野市、組合の3者の枠組みとすることにより、市の事業も含まれてきますので、跡地活用ができる事業の幅が増えると考えてございます。

どのような跡地利用をするかによって、国の補助金や交付金、または、それに対する起債などの活用ができるのかが分かっていくことになるかと考えてございます。

1. 議長（久保田哲君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） まあ、同じ答えなんですね。何が出来るにせよですね。跡地活用ができるということであれば、そこは四條畷市内にある訳ですから四條畷市が買い取らなければならないということになるのではないかと。そのへんは可能性としてはどうでしょうか。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 跡地の利用の内容により、事業主体が変わることも考えられますので、四條畷市、交野市、組合の三者の枠組みの中で検討することとなりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと存じます。

1. 議長（久保田哲君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 事業主体が変わるということは色々PFIにすることも考えられているのかなと思いつつ。それは最後に指摘をさせていただきますけれども、あと市民に広く活用できる土地活用ができなければですね、仮にできない場合。先ほど改めてのその新炉の費用の問題や広域化等の話も出ておりましたが本施設の建て替えに色々難航して改めて、清滝に焼却場を戻そうということになりはしないのかなということもちょっと心配するんです。

仮にそうなった場合に必要な手続きというのはあるんでしょうか。

1. 事務局長（二神和則君） 議長。

1. 議長（久保田哲君） 二神局長。

1. 事務局長（二神和則君） 本施設の建て替えにつきましては、将来のごみ処理方法や社会情勢などの変化を踏まえて、今後検討することとなります。

仮の場合ではお答え難しいのですが、現状の手続きを考えた場合、環境アセスメント等の法令に基づいた諸手続きや検討が必要になると考えてございます。

1. 議長（久保田哲君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） はい。質問はこれで終わりますけれども、早急にやらなければならないことは分かりますけれども慎重に考えていただきたいなと思います。

最初に話を聞いた時は財政面でも検討し直しということは、大事なのかなと思いましたが。でもよくよく考えると、あの土地の場所とか土地までの道路状況と周辺環境それらを考えると、その広く市民に活用され喜ばれる施設となりうるのかなというのはちょっと疑問に感じてきたんです。

よほどの魅力的な施設をそれこそ予算をかけて整備しないとなんか倉庫とか置き場とかそんなことぐらいしか出てこないかなと思ったりしたので。今回あえて質問させていただきましたけれども、今はなにも言えないとのことです。

これも可能性で、どうなるか分かりませんが四條畷では総合公園も都市計画法に基づいて民間に管理運営任せている状況があります。

今後パークPFIなど検討内容に入るのかどうか分かりませんが、そうすると進入路の環境整備というのは大きな課題になると想定されます。まあ、整備費がかなりかかるということも想定されるので比較検討とかきっちりした上で理解というか、意見調整をしながら検討していただきくように求めて終わりたいと思います。

1. 議長（久保田哲君） これにて岸田敦子議員の一般質問を終結いたします。本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。閉会にあたりまして管理者より挨拶を受けたいと思います。管理者。

1. 管理者（東 修平君） 第3回定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計 補正予算（第2号）について、ご審議をいただき、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。

さて、これからの年末年始にかけては、両市からのごみ搬入量が増加する時期ではございますが、本組合といたしましても、市民生活に支障が生じませぬよう、万全の体制をもって、対応してまいる所存でございますので、よろしく願いをお願い申し上げます。

最後に、皆様には、年の瀬を控え、何かとお忙しい時期となり、また、寒さが一層厳しくなる季節となりますことから、どうか、くれぐれもお身体にはご留意をいただき、ご家族お揃いで、輝かしい新年をお迎えいただきますよう、お祈り申し上げます、簡単ではございますが、閉会にあたりましての、挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

1. 議長（久保田哲君） 以上を持ちまして令和2年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

（時に14時47分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

令和2年 12月 17日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

久保田 哲

四條畷市交野市清掃施設組合議員

岸田 敦子

四條畷市交野市清掃施設組合議員

中谷 政人